

[事案 2021-111] 新契約無効請求

・令和4年3月7日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2021-112] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人の誤説明により、希望と異なる内容の保険に加入させられたことを不服として、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成25年5月に契約した養老保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還するか、一時払保険料300万円の年金保険に変更したうえで、本契約の既払込保険料と300万円との差額を返還してほしい。

- (1) 妻が加入していた年金保険と同じ商品に加入したいと考え、代理店を訪問して、一時払保険料300万円、10年据置の年金保険を依頼したが、募集人は、同じ商品はなくなっており本契約が「新しい年金保険」であると説明した。
- (2) 募集人は、本契約には、基本保障、倍額保障、災害特約の3つの保障がサービスで付いていること、10年の運用益の配当が少々あることを説明したが、保険料の説明はしなかった。
- (3) 本契約の保険料を300万円と誤信していたが、実際にはそれ以上であった。保険料を預貯金から引き落とすための必要書類を記入したが、引落しの金額は書いておらず、募集人が勝手に金額を記入して保険料を引き落とした。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、設計書により保障内容や保険料等を説明し、注意喚起情報を交付して、その内容を説明した。また、募集人は、契約種類および払込保険料額が記載された申込書を申立人に示し、その内容を読み上げて確認したうえで、申立人は署名押印をしている。
- (2) 募集人は、一貫して養老保険について説明を行っており、本契約が年金保険であると説明したことはない。また、当初年金保険として説明をして、申込書作成段階で養老保険に変えた事実もない。
- (3) 本契約の払込方法は、窓口払込であり、口座払込ではない。申立人は、申込日に窓口で保険料の払込みをしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および申立人の妻、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。